平成２４年（フ）第４５号
鹿児島県出水市野田町下名2664番地１
債務者　松下　ルミ
１　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
兵庫県明石市松が丘４丁目２番32―501号
債務者　中島　博英
１　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
佐賀県唐津市千代田町2109―80　リバーサイドハイツ701号室、住民票上の住所佐賀県唐津市鎮西町名護屋1149番地
債務者　松下美智江
１　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１９号
沖縄県国頭郡恩納村字仲泊66番地
債務者　喜納ゆりか
１　決定年月日時　平成24年５月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第２０号
沖縄県国頭郡伊江村字東江上325番地
債務者　知念　良光
１　決定年月日時　平成24年５月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第２１号
沖縄県名護市大北４丁目27番30号
債務者　上地　牧子（旧姓岸本）
１　決定年月日時　平成24年５月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第２６号
沖縄県名護市字喜瀬178番地
債務者　比嘉　　励
１　決定年月日時　平成24年５月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第２４号
熊本県八代市築添町1678番地１
債務者　小林サツエ（旧姓柴本）
１　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第１６９号
北九州市小倉南区蜷田若園２丁目１番43―203号
債務者　橋本　美江
１　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２６３号
福岡県遠賀郡水巻町古賀１丁目10番19号
債務者　上村　節子
１　決定年月日時　平成24年５月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３０７号
北九州市八幡西区南八千代町５番10号
債務者　楠根　悦子
１　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６７号
山口県防府市大字田島1960番地
債務者　鳥飼　茂之
１　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５号
長崎県雲仙市小浜町北野950番地
債務者　中村　智子
１　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第２２６号
千葉県柏市豊四季508番地13　コスモパレス405号
債務者　相川　慎司（旧姓松永）
１　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２７８号
千葉県柏市永楽台１丁目２番７号　松平荘202号室、住民票上の住所茨城県取手市小文間3721番地　大利根住宅47号
債務者　渡辺　明美
１　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２９４号
千葉県松戸市小金上総町３番地の26　第10柏雲荘202号
債務者　原田　憲和
１　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５２号
山口県下関市小月小島１丁目３番11号　サンライフ小島Ａ206号、前住所山口県下関市小月杉迫２丁目18番８号
債務者　岡田　啓一
１　決定年月日時　平成24年５月22日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第２３９号
埼玉県越谷市瓦曽根２丁目８番66号　グランドール岸103号
債務者　遠藤かおり
１　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係